

伊佐市伐採及び伐採後の造林の届出書に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(伐採及び伐採後の造林の届出書の提出等)

第2条 伐採を行おうとする者（以下「伐採者等」という。）は、森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第9条の規定により、伐採を開始する日の90日から30日前までの間に、市長に「伐採及び伐採後の造林の届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）」を提出しなければならない。

2 伐採者等の提出する届出書の添付書類は次の表に定めるものとする。

区分		添付書類	備考
1	伐採地及び木材の搬出経路等が確認できる書類	伐採地の位置図又は字図（地籍図）に搬出経路をマーキングしたもの	参考様式1 (※)
2	土地所有者が確認できる書類	登記簿謄本	
3	森林所有者が2の名義と異なる場合に管理人等を証する書類	伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林の管理人であることの申立書	該当する場合 様式第2号
4	森林所有者の住所が確認できる書類	住民票（マイナンバーを省いたもの）	
5	添付書類の確認ができる書類	伐採及び伐採後の造林の届出書チェックリスト	様式第3号
6	作業路管理者、地元自治会等との協議が確認できる書類	協議書	様式第4号 (※)
7	公道管理者、河川管理者等との協議が確認できる書類	関係施設管理者との協議書	様式第5号 (※)
8	公道（市道、農道）の管理者への申請が確認できる書類	許可証等の写し	(※)
9	その他市長が必要と認める書類	土地の売買契約書又は、立木の売買契約書など	(※)

備考欄(※)：市長が認める場合は、当該書類の提出を省略できるものとする。

(計画の審査)

第3条 市長は、前条の規定により提出された届出書が、伊佐市森林整備計画に適合したものであるかについて審査するものとする。

(適合通知等)

第4条 市長は、前条の審査により、届出書に記載された内容が伊佐市森林整備計画に適合すると認められる場合は、「伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書」を、それ以外の場合は「伐採及び伐採後の届出確認通知書」を伐採者等に通知するものとする。

(届出書の変更等)

第5条 伐採者等は、伐採の終了までに伐採事業者、伐採面積、伐採期間、造林方法、造林期間等届出書の記載内容に変更があった場合は、「伐採及び伐採後の造林の変更届出書(様式第6号)」を速やかに提出するものとする。

2 伐採者等は、伐採の終了後に伐採後の造林に係る届出書の記載内容に変更があった場合は、「伐採後の造林の変更届出書(様式第7号)」を速やかに提出するものとする。

3 伐採者等は、届出書に係る伐採が取りやめとなった場合は、「伐採取りやめ届出書(様式第8号)」を速やかに提出するものとする。

(伐採届出済標識の設置)

第6条 届出書を提出した者は、伐採を開始する前日までに、伐採現場付近の分かりやすい場所に森林の所在場所、届出者名、伐採事業者、連絡先、伐採面積及び伐採期間等を記載した標識(参考様式2)を掲げるものとする。

(伐採届の受理の保留等)

第7条 市長は、届出書に虚偽の記載をした者、伐採行為により公共物等を破損した者及び第三者に影響を与えた者については、その問題が完了するまで届出書を保留し、適合通知書及び届出確認通知書は通知しないものとする。また、新たな届出書についても受理しないものとする。

附 則

この要領は、令和2年1月1日から施行する。